### 令和7年度 磐田市放課後児童クラブ

# 利 用 募 集 案 内

この利用募集案内には、児童クラブの申請に関わる必要な事項が記載されています。 よくお読みいただいたうえで、申請してください。



#### ★放課後児童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に放課後や春・夏・冬休み・ 土曜日等の学校休業日において、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの状況や 発達段階を踏まえながら、児童の健全な育成を支援することを目的としています。

磐田市教育委員会事務局 教育部放課後活動課 児童クラブグループ

# 令和6年度 放課後児童クラブ一覧

クラブ名	場所	電話番号	メールアドレス
磐田北小第1児童クラブ	見付交流センター内	080-8269-0099	iwakita,1@docomo.ne.jp
磐田北小第2児童クラブ	磐田北小学校内	090-2346-8056	m-kita,jidou8056@docomo,ne,jp
磐田北小第3児童クラブ	磐田北小学校内	080-1584-8893	m-kita,jidou8893@docomo,ne,jp
磐田北小第4児童クラブ	磐田北小学校内	080-8979-9442	iwakita.4@docomo.ne.jp
磐田北小第5児童クラブ	磐田北小学校内	090-7915-8071	iwakita,5@docomo,ne.jp
磐田中部小第1児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	090-5616-5577	tyubusyou-ji@docomo.ne.jp
磐田中部小第2児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	080-2618-5398	tyubusyou-ji2@docomo.ne.jp
磐田中部小第3児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	080-8979-9443	tyubusyou-ji3@docomo.ne.jp
磐田中部小第4児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	070-2646-9996	tyubusyou-ji4@docomo.ne.jp
磐田西小第1児童クラブ	中泉交流センタ-内	090-5850-1877	iwanishi.jidou@docomo,ne.jp
磐田西小第2児童クラブ	磐田中部小学校分教室内	080-2653-9263	iwanishi,jidou2@docomo,ne,jp
磐田西小第3児童クラブ	磐田西小学校内	080-2632-7932	iwanishi,jidou3@docomo.ne.jp
東部小第1児童クラブ	御厨交流センター内	080-1585-1440	i-toubujidou1@docomo.ne.jp
東部小第2児童クラブ	東部小学校内	080-1607-9759	i-toubujidou3@docomo.ne.jp
東部小第4児童クラブ	東部小学校内専用施設	090-5618-5788	i-toubu.jidou4@docomo,ne.jp
東部小第5児童クラブ	東部小学校内専用施設	090-2949-1471	i-toubu.jidou5@docomo,ne.jp
富士見小第1児童クラブ	富士見小学校内専用施設	080-1607-9782	fujimi-jidou1@docomo.ne.jp
富士見小第2児童クラブ	富士見小学校内専用施設	090-3153-7666	fujimi-jidou2@docomo.ne.jp
富士見小第3児童クラブ	磐田市富士見町 3-7-10 FUJI (借家)	090-7670-2083	fujimi-jidou3@docomo.ne.jp
磐田南小第1児童クラブ	磐田南小学校内	080-1580-3059	iwataminami1@docomo,ne.jp
磐田南小第2児童クラブ	旧農協天竜支店 1階	090-7959-0532	iwataminami2-jidou@docomo,ne.jp
磐田南小第3児童クラブ	旧農協天竜支店 2階	080-2632-7931	iwataminami2-jidou2@docomo.ne.jp
向笠小児童クラブ	向笠小学校体育館2階	090-5600-8388	mukasashou-jidou@docomo,ne.jp
長野小第1児童クラブ	長野小学校内	090-5600-7711	naganosyou-jidou@docomo.ne.jp
長野小第2児童クラブ	長野小学校内	080-8979-9444	naganosyou-jidou2@docomo.ne.jp
大藤小児童クラブ	大藤小学校内	080-1607-9783	oofujisyou-jidou@docomo.ne.jp
田原小第2児童クラブ	田原小学校内	080-1607-9764	tahara-jidou2@docomo.ne.jp
岩田小児童クラブ	岩田小学校内	080-8255-0771	iwatashou-jidou@docomo,ne.jp
福田小第1児童クラブ	福田小学校内	080-2649-8119	fukude1.jidou@docomo.ne.jp
福田小第2児童クラブ	福田小学校内	090-7959-1163	fukude2@docomo.ne.jp
福田小第3児童クラブ	福田小学校内	080-1607-9769	fukude3@docomo.ne.jp
豊浜小児童クラブ	豊浜小学校内	080-1607-9772	toyohamasyou-jidou@docomo.ne.jp

#### 令和 6年11月1日現在

クラブ名	場所	電話番号	メールアドレス
竜洋東小児童クラブ	竜洋東小学校内	090-2949-1470	ryu-higashisyou@docomo.ne.jp
竜洋西小第1児童クラブ	竜洋西小学校内	080-1320-4323	ryu-nishisyou1@docomo.ne.jp
竜洋西小第2児童クラブ	竜洋西小学校内専用施設	080-1625-7785	ryu-nishisyou2@docomo.ne.jp
竜洋北小児童クラブ	竜洋北小学校内	090-2949-1472	ryu-kitasyou-jidou-club@docomo.ne.jp
豊田北部小第1児童クラブ	豊田北部小学校内	090-7049-3981	toyodahokubujidouclub@docomo.ne.jp
豊田北部小第2児童クラブ	豊田北部小学校内	090-4219-2815	toyodahokubu2@docomo,ne.jp
豊田北部小第3児童クラブ	豊田北部小学校内	080-1607-9776	toyodahokubu3@docomo,ne.jp
豊田東小第1児童クラブ	豊田東小学校内専用施設	090-4796-7647	toyo-higashi-j@docomo.ne.jp
豊田東小第2児童クラブ	豊田東小学校内専用施設	090-7039-2247	toyo-higashi-j2@docomo.ne.jp
豊田南小第1児童クラブ	豊田南小学校内	090-7048-2546	toyodaminamijidouclub@docomo,ne,jp
豊田南小第2児童クラブ	豊田南小学校体育館2階	080-2653-9264	toyodaminamijidouclub2@docomo.ne.jp
豊田南小第3児童クラブ	磐田市森下331 森下ビル南棟2階(賃貸ビル)	080-8262-4947	toyodaminamijidouclub3@docomo.ne.jp
青城小第1児童クラブ	青城小学校内	090-7048-7596	seijou-jidouclub1@docomo,ne.jp
青城小第2児童クラブ	青城小学校内	080-8979-9445	seijou-jidou2@docomo.ne.jp
青城小第3児童クラブ	青城小学校内専用施設	080-8703-5302	seijou-jidou3@docomo.ne.jp
豊岡南小第1児童クラブ	豊岡南小学校内	090-8964-9071	toyominami@docomo,ne.jp
豊岡南小第2児童クラブ	豊岡南小学校内	080-1625-2361	toyominami2@docomo,ne.jp
豊岡北小児童クラブ	豊岡北小学校内専用施設	090-7045-4546	tkjidoukurabu@docomo.ne.jp

問い合わせ: 磐田市教育委員会事務局 教育部放課後活動課 児童クラブグループ

磐田市国府台 3-1・西庁舎 3 階 TEL: 0538-37-2773 FAX: 0538-36-1517

\*令和7年度放課後児童クラブ一斉募集は、令和6年12月20日で終了しました。 随時募集は、一斉募集に申請された方の審査後、欠員がある児童クラブのみのご案内になります。

### ◆令和7年度放課後児童クラブの利用申請について

※<u>申請は年度ごと</u>ですので、令和6年度に引き続き利用希望の方も申請が必要です。

#### 《利用基準:児童クラブの利用ができる方》

- (1) 令和7年度に磐田市内の小学校に就学する見込みの児童。(新1年生~新6年生)
- (2) 保護者が昼間に就労、または長期にわたる疾病等の状態にあること。ただし、就労の場合は、次の条件 を満たす就労証明書が必要です。また、疾病等の場合は、診断書など疾病・負傷を証明する書類が必要
  - \*勤務が夜間のみで開所時間に在宅する場合は、利用基準を満たしません。
  - \*交代制等、昼間と夜間の両方で勤務がある場合、昼間の勤務が次の条件に該当していれば、利用基準 を満たします。また、夜間勤務の翌日は、放課後児童クラブを利用することができます。
  - \*延長時間(午後6時を過ぎ、午後6時30分までの時間)は、午後6時までのお迎えが困難なときに 利用していただけます。この時間を利用した場合、別途延長料金がかかります。

授業のある日を利用する場合

午後1時から午後6時30分までの間で3時間以上、平日週3日以上の勤務

長期休業期間を利用する場合

午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上、平日週3日以上の勤務

土曜日を利用する場合

土曜日の午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上の勤務

祝日を利用する場合

祝日の午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上の勤務

- (3) 70 歳未満の祖父母が同居の場合は、保護者と同様に就労・疾病等の状態にあること。ただし、就労の 場合は、上記の条件を満たす就労証明書が必要です。また疾病等の場合は、診断書など疾病・負傷を証 明する書類が必要です。
  - ※同居とは、住民基本台帳(住民票)における同一世帯のことを指します。
- (4) 放課後児童クラブの利用料等に兄弟姉妹の利用分も含めて滞納がないこと。

### **○利用基準を満たしているか確認をしてから申請をしてください。○**

#### 1 利用申請受付期間

# 令和7年2月14日(金)から受付開始 ※土・日、祝日を除く

- ◆利用希望日の1か月前までに申請してください。
- ※ 但し、長期休業期間の利用を希望する場合の随時受付第1次期限は下記のとおりです。

下記日程以降も利用希望日の1か月前まで申請は受け付けますが、**随時受付第 1 次期限までに申請され** た方の審査後、欠員がある児童クラブのみのご案内になります。また、審査結果の通知が利用開始間際 になる可能性がありますので、ご了承ください。

#### 長期休業期間利用の随時受付第1次期限

【夏休み】(令和7年2月14日~令和7年5月15日)→審査結果通知:令和7年6月中旬

【冬休み】(令和7年2月 14 日~令和7年 10 月 31 日) →審査結果通知: 令和7年 11 月中旬

【春休み】(令和7年2月14日~令和7年10月31日)→審査結果通知:令和7年11月中旬

申請者多数の場合は利用をお待ちいただく場合がございます。

#### 2 利用申請に必要な書類

必要書類を全て揃えて申請をしてください。

※提出書類が揃っていない場合や不備がある場合は受理できません。

- ① 放課後児童クラブ利用申請書・同意書
- ② 放課後児童クラブ調査票
- ③ 申請理由を証明する書類(保護者、同居の70歳未満の祖父母)

申請理由	証明書類	注意事項
就労	就労証明書	就労予定証明書も可(就職後、就労証明書の提出が必要)
		農業・自営業等の場合、民生委員の証明または確定申告書
		や開業届等の写しの添付が必要
		※就労状況の確認のため勤務表等の提出を求める場合や、勤務先に
		直接問い合わせをする場合があります。
疾病•負傷	診断書	家庭保育が困難であるとの医師の所見の記載が必要
		入院計画書も可
障害	障害者手帳 (コピー)	
出産	母子手帳(コピー)	出産時の利用期間は産前8週間、産後8週間
	※表紙と出産(予定) 日記載ページ	
介護・看護	<ul><li>申立書(介護・看護者)</li></ul>	介護・看護が必要であることを証明する公的書類が必要
	・介護保険証(要介護・要支援	
	認定)、障害者手帳、診断書等	
	(コピー)	
就学	• 在学証明書	就学時間がP.1「利用基準(2)」の時間帯を満たしてい
	・授業の予定表	る
虐待・DV等	申立書	関係機関の通知等も必要
その他	申立書	申立の内容によっては利用基準を満たさないと判断する
		場合がある

#### \*各証明書類について

- ・申請日の3か月以内に発行された書類のみ有効とする。
- ・保育園入園申請時に提出した書類のコピーは可とする。
- ・兄弟姉妹で申請する場合は、児童一人分は原本、他の児童分はそのコピーでも可とする。
- (コピーは、必ず各自で用意のうえ、申請してください。)
- ・修正液等により修正された証明書は無効となります。訂正する場合には、証明者の訂正印をお願いします。
- ・電子申請の場合は、必要書類をスマートフォン等で写真を撮り添付してください。
- ・「申請理由を証明する書類」のうち、保育園の入園申込・継続入園確認届の証明書類としてお使いいただけるものがあります。必要に応じて控えをお手元に残しておくなど、対応をお願いします。なお、書類の有効期限等は提出先にご確認ください。

#### \*各申請書類について

- ・申請書や提出された証明書等により審査を行うため、不備があり審査ができない場合は、確認の連絡や再度 申請書類の提出をお願いすることがあります。
- ・利用希望児童1名につき、申込書類等は各1枚ずつ提出が必要となります。

#### 3 電子申請での申込みについて

スマートフォンやパソコンからの電子申請が可能です。下記注意事項等をご確認のうえ、電子申請を行ってください。電子申請をする方は、以下のURL、QR コードより磐田市ホームページ「令和7年度放課後児童クラブの利用申請について」をご確認の上、「令和7年度磐田市放課後児童クラブ利用申込フォーム」より申請ください。受付開始は令和7年2月14日(金)となります。

「令和7年度放課後児童クラブの利用申請について」



URL:https://www.city.iwata.shizuoka.jp/kosodate\_kyouiku/shougakkou\_cfuugakkou/shougakkou/houkago\_jidouclub/1014133.html

#### 電子申請の注意事項

- ・送信が完了すると、申請完了メールが届きます。<u>no-reply@logoform.jp</u>からのメールを受信できるように設定してください。
- ・兄弟姉妹で申し込む場合は、1人ずつ申請が必要です。
- ・ 就労証明書等の申請理由を証明する書類については、画像データを添付する必要があります。 必ずご自身の申請に必要な書類をご確認、ご用意したうえで、申請ください。
- ・同一の児童に対し、複数回申請がされるケースが多発しています。申請後は、申請した履歴や内容をお手元に控えていただくなど、対応をお願いいたします。

「令和7年度磐田市放課後児童クラブ利用申込フォーム」



URL: https://logoform.jp/form/dWNN/890102

#### 4 利用審査について

- (1) 昼間、家庭保育が困難な事情を考慮し、低学年や必要度の高い児童を優先に審査します。<u>申請者が多数いる場合は利用をお待ちいただくことがあります</u>のでご了承ください。
- (2) 同一小学校において 2 か所以上で児童クラブを開設している場合は、<u>事務局が振り分けを行い、</u>利用する児童クラブを決定します。入学前に児童が在園していた幼稚園、保育園を基にしたクラブ分けは行いません。また、年度毎にクラブ編成を行いますのでご了承ください。
- (3) 磐田市の放課後児童クラブを初めて利用する場合は、利用開始前に説明会または面接があります。ご参加いただけない場合は、放課後児童クラブの利用が開始できません。前年度と利用クラブが変更になる場合は、説明会または面接への参加は必要ありません。
- (4) 申請内容に事実との相違や虚偽が認められた場合、利用の決定を取り消すことがあります。

### 5 利用申請受付場所及び時間 \*郵送、支所窓口での受付はできません。

- ●磐田市教育委員会事務局 教育部放課後活動課 児童クラブグループ (西庁舎3階) 午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日・日曜日・祝日除く)
- ●市内各放課後児童クラブ

午後1時から午後6時まで (土曜日・日曜日・祝日除く)

●電子申請(24 時間、土曜日・日曜日・祝日も申込可能) 受付期間の最終日、午後11時59分までに入力を完了させてください。詳しくはP.3「4電子申請での申込みについて」をご覧ください。

#### 6 随時募集の審査結果について

申請内容(	審査結果通知	
授業のある日+長期休または授業のある日の	利用希望日の約2週間前	
	4月春休み	令和7年3月下旬以降
長期休業期間のみ	7月、8月夏休み	令和7年6月中旬
	12月、1月冬休み 3月春休み	令和7年11月中旬

<sup>\*</sup>育児休業中の方は、利用開始日が復職日以降になります。

#### 7 その他

放課後児童クラブでは、子ども達が異年齢の中で主体性、社会性を育みながら集団生活をします。しかし、子どもの特性は様々で、多人数の中に居ることや大きな音が苦手、あるいは障がいをかかえて集団生活が困難など、多種多様な表れがあります。

子どもの訓練や療育を考え、専門的な支援を望まれる方には『放課後等デイサービス』を利用するという選択肢もあります。また、そのサービスと放課後児童クラブを併行して利用することも可能です。子どもにとって一番良い選択をお考えください。なお、『放課後等デイサービス』の詳細については、磐田市こども未来課発達相談グループ(TEL:0538-37-2761)へお問い合わせください。

◇利用申請をする前に…利用申請をしたものの、様々な事情で、児童クラブの利用の変更や中止をされる 方が増加しています。利用申請をする前に『児童クラブの利用が本当に必要であるか』ご家族、子ども とよく話し合って、申請をしてください。また、利用をする際にも『なぜ児童クラブに行くのか』を伝 えていただき、子どもが主体的に児童クラブに通えるようご理解ご協力をお願いします。

#### 8 民間児童クラブの開設状況について

市内で民間放課後児童クラブが開設されています。詳細は各事業者に直接お問い合わせください。

- ・社会福祉法人 聖隷福祉事業団 聖隷こども園こうのとり東 放課後児童クラブ『オリーブ』 (磐田市東新屋 271-3) TEL:0538-35-8567
- ・社会福祉法人 染葉会 豊田みなみ保育園 学童『ホッと』 (磐田市豊田西之島 552) TEL:0538-32-3078
- ・株式会社プラス ハッピー第2保育園2F 『ハッピー富士見児童クラブ』 (磐田市富士見台4-3) TEL:0538-86-5566
- ・社会福祉法人 シオン会 いずみ第三保育園 放課後児童クラブ『Joy seed』 (磐田市見付 5018-5) TEL:080-2795-5048
- 株式会社敬客愛技大樹会 敬客愛技大樹放課後クラブ (磐田市見付 2638-1) TEL:080-8015-5789
- ・社会福祉法人 愛光会 認定こども園ハローうさぎ山 学童保育『たいじゅ♪』 (磐田市東貝塚 205-1) TEL:0538-49-3399

<sup>\*</sup>審査結果の通知が届く前に児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、 事務局 (TEL:0538-37-2773) までご連絡ください。

### 児童クラブの開所時間、利用料等について

#### 1 開所日等《保護者の仕事がお休みの日は、児童クラブを利用できません。》

開所日	開所時間	持参するもの
授業のある日	午後1時から午後6時30分まで	水筒、弁当(給食がない場合)、おやつ袋
長期休業期間・学校振替休日	午前7時30分から午後6時30分まで	水筒、弁当、学習道具、おやつ袋
土曜日・祝日	午前7時30分から午後6時30分まで	水筒、弁当、学習道具、おやつ、おやつ袋

#### 《注意事項》

- \*開所時間は下校時間等により変更になる場合があります。
- \*利用できる時間は、勤務時間と通勤時間を合わせた時間です。
- \*土曜日・祝日は、富士見小第1児童クラブ、磐田西小第1児童クラブ、磐田南小第2児童クラブ、 豊田東小第1児童クラブの4箇所で開所します。

#### 2 閉所日

- (1) 日曜日
- (2) 盆休み (8/13から8/15まで)、年末年始 (12/29から1/3まで)

#### 3 利用料等

#### (1) 利用料 (おやつ代・留守家庭児童団体傷害保険料を含む)

利用期間	利用料
4月~7月/9月から翌年3月まで	月額 7,000円
4月春休み、7月夏休み、12月冬休み、1月冬休み、3月春休み	月額 3,500円
8月 *1	月額 11,000円
8月(2学期始業式から8/31までの授業のある日のみ利用の方)*2	月額 5,500円
土曜日、祝日	1日 500円
延長時間(午後6時を過ぎ、午後6時30分までの時間)	1日 300円

- \* 15日以前に利用中止、16日以後に利用した場合の利用料は半額(注)になります。
- \* 利用者の都合でその月の全日数を欠席した場合でも、1か月分の利用料がかかります。 (注):利用開始月、利用中止月以外で利用料の半額対応はできません。
- \*1 8月の夏休みは、途中で退所した場合でも全額の利用料がかかります。
- \*2 この期間の利用日数が0日の場合、8月分利用料はかかりません。

#### (2) 利用料の納付

- ・利用料は口座振替での納入です。利用決定後、金融機関で口座振替の手続きをお願いします。
- ・口座振替日は利用翌月の25日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

### (3) 利用料の減額または免除

以下に該当する世帯について、申請により利用料(土曜日・祝日・延長保育利用分を除く)の減免を受けることができます。

要件を確認し、利用決定後に減免申請書を提出してください。

	要件	減免後の利用料	申請期限など
ア	児童が病気その他やむを得ない事情	0円	全日欠席した月の翌月5日ま
	で欠席が1か月に及んだ		で(休日の場合前営業日)
	生活保護法による生活保護世帯、児童		
イ	扶養手当の支給を受けている者又は	1,500 円	
	就学援助の適用を受けている世帯		提出月の利用料から減免対象
р	利用日の属する年度の市民税が非課	1,500円	(利用開始月より前に提出し
	税となる世帯	1,500	た場合利用開始月から対象)
エ	被災その他特別に事情がある	1,500円	
才	おやつの提供を希望しない	利用料金から 1,500 円を引いた額	利用開始日5営業日前まで

<sup>\*</sup>利用料が半額となっている場合は、減免の額も半額となります。

*	受付日			/			ŋ	ラブ名				3	受付者		
	決定ク	7						クラ 整	ブコー 逐理番号	¥			_		
	宛名番号														

令和7年度 放課後児童クラブ利用申請書

提出日をご記入ください。

令和7年2月○○日

磐田市長

申請者(保護者)

(母) **磐田市国府台〇〇一〇** (母) **磐田市国府台〇〇一〇** (母) **磐田市国府台〇〇一〇** (母) **磐田市国府台〇〇一〇** (母) **磐田 花子** (母) **8 田 花子** (母) **8 080** -\*\*-\*\*\*

申請者(保護者)ご本人の自署でお願いします。

電 話 (父) **090**-

\*申請者(保護者)ご本人の自署でお願いします。 **イワタ イチロウ** 

イワタ イチロウ フリガナ 学校名•学年 **磐田**小学校 **3**年 児童氏名 磐田 一郎 育児休業中は放課後児童クラブを利 用できません。申請書の利用希望日 男 25 は、復職日以降の日としてください。 女 牛年月日 平成 28年 5月 令和6年度(磐田小第2 児童クラブ)利用・無 兄弟姉妹申請 1年 磐田 二郎 )•無 0 7 年 0 4 月 3 利用希望期間 令和 月 0 1 令和 0 8 年 0 3 1 日 ☑授業のある日 利 用 ☑長期休業期間 ( ☑4月 ☑7月 ☑8月 ☑12月 ☑1月 ☑3月 ) 形 ☑土曜日 □祝日 ☑延長 兄弟姉妹が同時に申請してい る場合は、ご記入ください。 生年月日 年齢 職業(勤務先)。 利用したい形態すべてにレ点を入れてください。 延長時間(午後6時を過ぎ、午後6時 30 **上員**(〇×株式会社) ※土曜日や祝日の利用を希望する場合は、保護者 分までの時間) に利用する可能性がある場 が土曜日や祝日に利用基準を満たす時間働いて 合は、延長に必ずレ点を入れてください。 いる就労証明書が必要です。 L員(×××株式会社) 状 ジログ 磐田小学校 1年 弟 H30.6.4 6 況 磐田 年齢、学校名、学年等は令和7年4月1日現在でご記入ください。 自宅周辺案内図 申込み理由(該当する番号を○で囲んでください。) 自宅付近の目印になる 保護者等が共働きなどにより昼間家庭にいな 建物等からの地図をご 記入ください。 2 保護者等が長期療養中のため、昼間子どもの世 磐田小 話をする人がいない。 3 自営業等で昼間留守となることが多く、子ども の世話をする人がいない。 白空 4 その他(下記に理由を記入してください。) 申込み児童が在園した幼稚園・保育園名 備考 磐田幼稚園

※印のところは記入する必要はありません。

**※** 

•	利用形態	審査	基準	入	力	調	整	形態	授業	4月	7月	8月	12月	1月	3月	土曜	祝日
	授業・長期	1	2	受付	台帳	確認	コピー	審査									
	授業のみ							日付									
	長期のみ							担当									
	土曜のみ																

### 同 意 書

申請書(表面)と同じ 提出日をご記入ください。

令和7年 2月 〇〇日

印田

磐田市長

申請者(保護者) (父) 住 所 **磐田市国府台**〇〇一〇

「放課後児童クラブ利用申請書」(表面)の
申請者(保護者)ご本人の自署でお願いします。

氏 名 **磐 田 太 郎** 

(母) 住 所 **磐田市国府台〇〇-〇** 

氏 名 **磐田 花子** 

\*当該児童にかかる「放課後児童クラブ利用申請書」の申請者(保護者) ご本人の自署でお願いします。

私は、<u>児童氏名 **磐田 一郎**</u> の放課後児童クラブ利用申請にあたり次の事項に同意します。

#### ●児童クラブでの生活

- 1. 申請している内容(就労、家族構成、住所等)に変更があった場合は速やかに申し出ること。
- 2. 同一学校に複数の児童クラブがある場合、市が示したクラブの編成に従うこと。
- 3. 児童同士、あるいは保護者間でのトラブルが起きた場合は、支援員を中立の立場とし、当事者間で円満な解決を図ることのできるよう努めること。
- 4. 他者に対する暴力行為があった場合や、集団生活のルールを守らないことがあった場合、退所を含めた 指導に応じること。
- 5. 故意に器物損壊した場合は、保護者が費用を負担すること。

#### ●個人情報の取り扱い

- 1. 市が利用管理のために、住民基本台帳、市民税課税情報、生活保護法に基づく被保護者情報、児童扶養手当受給資格者台帳、就学援助費認定台帳等により世帯の状況等を確認及び使用すること。
- 2. 放課後児童クラブにおける支援の継続性のため、市が児童の卒園した(する)保育園や幼稚園から、児童の在園時の情報を得ること。
- 3. 児童の健全育成のため、市が学校など関係機関と児童や家庭の情報を相互に提供・確認すること。 また、食物アレルギー保有者については、各学校が保管している「食物アレルギー・アナフィラキシー用学校生活管理指導表」の情報を得ること。
- 4. 放課後児童クラブの利用料に未納が生じた場合、市が関係法令(地方自治法施行令、民法ほか)に基づき行う債権保全措置(裁判所による支払督促、訴訟、強制執行等)に関する調査(所在、勤務先、収入及び財産などの調査)を行うこと。
- 5. 前項の調査に対して、当該調査をする対象先が保有する個人情報の開示をすること。

### 令和7年度 放課後児童クラブ調査票(表)

学校名 **磐田** 小学校 学年 **3** 年 児童名 **磐田 一郎** 

)

1 帰宅方法 (○を付ける) (1)迎え )迎えに来る人 ( **母、父、父方祖父** 

お迎えに来る可能性がある方 すべてご記入ください。

ートセンター等利用

#### 2 利用日(保護者等の仕事が休みの日は、児童クラブを利用できません。)

	月	火	水	木	金
出欠(〇・×)	×	0	0	×	0
保護者等休日	母休日				
その他欠席理由(習い事等)				習事	

<sup>\*</sup>保護者等休日欄は父母、70歳未満の同居の祖父母のうち1名以上が休日の場合に記入してください。

### 3 **緊急連絡先**(電話は携帯や勤務先等で、**必ず連絡のとれる番号を記載**してください。)

	フリ ## 氏 名	続柄	住所・連絡先等	電話
第1順位	쇒 稅	<b>B</b>	携帯	080-***-***
第2順位	<b>쇒 稅</b>	母	母職場:×××(株)○○課	0538-**-***
第3順位	台 ○□	祖父	携帯	090-5678-***
第4順位	<b>₩</b> 0° <b>7</b>	祖母	祖母職場 〇〇(株) △△課	0538-**-***

\*日本語がわからない方は、通訳人の連絡先を必ずご記入ください。

4 児童の健康状態等				7 184 0	(神中)仏代の(本より) (本 ) 白い(仏代) オー	田本刀				
	平 熱	36.3	$^{\circ}\!\mathbb{C}$	<ul><li>→ 子どもの健康状態や障がい等、心身の状態を理解することは、支援をする上でとても重要です。</li></ul>						
健康状態	具体的に:病	名など		些細なことでもご記入ください。						
	・てんかんで朝翔展察中。									
	無 · 有		普通学級	支援党	学級 )					
集団生活を送るうえで 配慮を要すること	具体的に: 病名など									
	・気持ちを切り替えるのか難しく、一度立いたい怒ったいはると落ち着くのに時間がかかいます。									
感 染 症 歴	おたふく風邪	( O )·	水疱瘡( △	) · 麻疹	( Δ )・風疹(Δ )					
(予防接種済:△ 既往:○)	その他 ※食物アレルギー有の方は、エピペンの処方の有無についてもご記入ください。									
食物アレルギー	無・有	該当食物	:卵・ナッツ類	i A	エピペンの処方 無・ 有					
薬の服用	薬名	0000	0	保管場所	ランドセルの中					
(服用がある方のみ記入)	効能	てんかんを抑	<b>込る</b>	注意事項	発的起きた場合は救急車要請					
療育手帳	(#) ·	無・有身体障害者		手帳	無・有					
治療・相談中の病院、施設	病院名			·	TEL 0538 (12) 3456					



### 令和7年度 放課後児童クラブ調査票(裏)

5 祖父母の状況(必ず全員についてご記入ください。年齢は令和7年4月1日現在)

	111/-	T-17 D(17)		COCCO   MINORIALIE	1 1/1 1 1 / / / /	
区	分	氏 名 証明書提出の有無	年齢 生年月日	- 同居等	住 所	勤務先・ 健康状態 (病名) 等
父	祖父	整田○○男 無	72 S27. 5. 1	同居 市内別居 市外別居 ・ 不在	磐田市国府台	農業
父方	祖母	磐田〇〇子 副漕類(有)・無	68 S31. 8. 23	同居 市内別居 市外別居 · 不在	同上	○○○(株)
El-	祖父	<b>静岡</b> ○○夫 訓贈類 有・無	71 S28. 11. 15	同居 市内別居 市外別居 ・ 不在	浜松市△△区 ××456	無職健康状態良好
母方	祖母	証明書類有・無		同居 市内別居 市外別居 · 不在		合は、同居等の欄の「不在 や年齢など、それ以外の材

\* 市内在住の70歳未満の祖父母の方に、入所審査において、児童 (就労証明書等)の提出をお願いすることがあります。

\* この内容に虚偽の事実が判明した場合、退所となる場合があ

70歳未満の祖父母が同居の場合は、就労証明書等の提出が必要です。

#### ◎ 放課後児童クラブの運営に関するニーズ調査について(アンケート)

この調査は、国・県に補助金交付申請をするための資料の他、今後の放課後児童クラブ運営の参考にさせて頂きますので、ご協力をお願いします。

それぞれの項目について、希望する・希望しないのどちらかに○印をつけてください。

土曜日に開所した場合	利用を( 希望する ) ・ ( 希望しない )
日曜日に開所した場合	利用を( 希望する ) ・ ( 希望しない )
祝日に開所した場合	利用を( 希望する ) ・ ( 希望しない )
開所時間を延長した場合	利用を( 希望する ) ・ ( 希望しない )

※記入漏れにご注意ください

#### 【利用基準】

- ○授業のある日
- 午後1時から午後6時30分までの間で3時間以上、平日週3日以上の勤務
- ○長期休業期間
- 午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上、平日週3日以上の勤務
- ○土曜日·祝日
  - 午前7時30分から午後6時30分までの間で4時間以上
- \*就労時間・日数が不足する場合や、夜勤のみなどで利用基準を満たさない就労 の場合、放課後児童クラブの利用はできません。

#### 7年度 令和

### ☑就労証明書

口就労予定証明書

様 磐  $\mathbf{H}$ 市長

7 和 7 年及の子年)		
まりがな 児童氏名	nat ntagi <b>磐田 一郎</b>	

※利用申請時は、クラブ名の記入は不要です。

	住 所	磐田市 国府台〇〇番地	<b>t</b> O		
申請者	氏 名	磐田 花子			
	児童との続柄	父・母・祖父・祖母	通勤時間	片道 時間 事事·電車·自転車·他	10分)

#### ※下記の欄は必ず事業所、雇主が記入してください。(この用紙は内閣府及び厚生労働省が示す『就労証明書の 煙準的様式』による提出も可能です。 詳しくは整田市ホームページ 「放理後児童クラブ」をご覧ください。)

常 勤 ( 日勤 ・ 交替 ) ・		ORCH CHIRCAGO THE CHOCKET TO MANAGED TO 12 CONTROL OF C	
就労業種		常勤(日勤・交替)・パート・自営・派遣	
深雁用期間が定められている場合は期間を記入してくたさい。	* - * * * * * * =	業種 ( <b>一般事務</b> )	
雇用期間 令和6年 10月 1日 ~ 令和8年 3月 31日 おり、配慮を要する場合は、証明者や上司の署名 就労年月日	版力 <del>美</del> 俚	※雇用期間が定められている場合は期間を記入してください。	務が
就労年月日		雇用期間   令和6年 10月 1日~ 令和8年 3月 31日   あり、配慮を要する	場合
#	就労年月日	<b>令和元</b> 年 <b>4</b> 月 <b>1</b> 日 採用・採用予定 (いずれかり 押印とともに日数・等を欄外に追記し	時間てく
場合は、平日と就労時間が同一の場合でも、就労時間欄に時間を記入してください。  9時 30分 ~ 16時 30分 (実働 6時間) 週3日、終業後1時間以上の残業あり入事課 鈴木			
時間を記入してください。		IEL 0000 ( 01 ) 2110	
曜日でシフト制の場合は、シフト制と該当曜日のすべてにレ点を入れてください。			業あり 鈴木
	就労時間	(土曜) <b>9</b> 時 <b>30</b> 分 ~ <b>14</b> 時 <b>30</b> 分 (実働 <b>4</b> 時間) 土曜も出動の可能性あり	
:月~金の前で週4日のシノト制で土曜も出動の中能性かめる場合、既労日数は4日と記入し、月~土とシフト制の計7万別にレ点を入れる。		シフト制と該当曜日のすべてにレ点を入れてください。 フト制で土曜も出勤の可能性がある場合、就労日数は4日と記入し、月〜土とシフト制の計7か所にレ点を入れ	る。

**显** 

就労日数	週平均 4日		出勤曜日	7 ☑月 ☑火 ☑水 Ⅰ	☑木☑金☑		□祝☑シフ	卜制
育児休業	令和	年		・出勤曜日の記載が冀 実態を欄外に追記して				日間は固定で出勤 引で1日出勤の週5日 配に休日出勤あり
出産休暇	令和	年	月	日 ~ 令和	年	」 月	日	人事課 鈴木

上記のとおり就労していることを証明します。

令和 **7**年 **1**月 **〇**日

証明者 所 在 地

#### 静岡県磐田市国府台△番地△△

申請日より3か月以内に発行 されたものに限り有効です。

事業所名(役職)

×××株式会社

(民生委員の方は担当地区名)

【就労証明書の提出前に再度ご確認ください】

- □ 空欄・記入漏れはありませんか
- □ 訂正箇所には訂正印の押印があり、修正液等は使われていませんか りますので、該当事項について事実と相違ない
- □ 「証明日」欄には、申請から3ヵ月以内の日付となっていますか
- 「証明者」欄には、証明者の押印がありますか
- 「雇用期間」は期限切れとなっていませんか
- 「通勤時間」の記入漏れはありませんか
- 「就労時間」「就労日数」は、ともに利用基準を満たしていますか

人事課長 〇〇 〇〇



は、地区民生委員の証明をお願いします。 ド地区民生委員の証明に代えることができます。 ます。

訂正印をお願いします。(修正液使用不可)

*	受付日			/		クラブ名				受付者		
	決定ク	ラブネ	3				クラ 整	ブコー   理番号	1,1		_	
		宛	名番号									
								令和	]	年	月	日

## 令和7年度 放課後児童クラブ利用申請書

磐田市長

申請者(保護者)

住 所(父)

氏 名(父)

電話(父)

(母)

(母)

Ø

(母)

\*申請者(保護者)ご本人の自署でお願いします

フリカ 児童日							学校 <sup>2</sup> (令和 7		• •				/	小学村	交	年
生年月	月日	平成	平成 年 月 日生				性別					男・女				
令和6年	F度(		児童クラ	ラブ)	利用・無	Ĭ.	兄弟姉	林丰	∃請(	(	年				)	• 無
利用希望	望期間	令和	年		月		日 ~	令和	I		年			月		日
用用用形		・ のある日 木業期間 日 □	· ( □ ∠ ]祝日		□ 7月 延長	□8	月 □1	2月	1	月	□3	3月	)		İ	
	フリ 氏	がナ名	児童との	>続柄	生年月	月日	年齢		職業	<b>Ě(勤</b>	務先)・	保育	園・≒	学校名	・学年	等
家族状況		1														
		当する番号			_		自宅原	哥辺第	<b></b>							
		バ共働きな バ長期療養				-	:									
		アマ朔原食 ぶいない。	:中のため		11上これの	ノ匹配										
		で昼間留守	となるこ	とが多	多く、子と	ごもの	)									
1		る人がいな	•	> .b.	». (c. )											
4 そ 	・ の他(	下記に理由	を記入し	( < 73												
申込み児	見童が在	園した幼科	推園・保 <sup>-</sup>	音園名	I		備考									
	,		VI	1 3 1554. 1	•		ל מוע									

#### ※印のところは記入する必要はありません

**※** 

7•(1   P V ) C C			021.5	100))	0 C1	U										
利用形態	入所	基準	入	.力	調	整	形態	授業	4月	7月	8月	12 月	1月	3月	土曜	祝日
授業・長期	1	2	受付	台帳	確認	コピー	審査									
授業のみ							日付									
長期のみ							担当									
土曜のみ																

令和	年	月	日

磐田市長

		(父) 住	(保護者) (	申請者
戶	ì	氏		
		(母) 住	(	
印		氏		

\*当該児童にかかる「放課後児童クラブ利用申請書」の申請者(保護者) ご本人の自署でお願いします。

私は、児童氏名のおりでは、これでは、これでは、児童の人は、児童の人は、児童の人は、これでは、これでは、これでは、児童の人は、アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	事垠に同意します
--	----------

#### 〇児童クラブでの生活

- 1. 申請している内容(就労、家族構成、住所等)に変更があった場合は速やかに申し出ること。
- 2. 同一学校に複数の児童クラブがある場合、市が示したクラブの編成に従うこと。
- 3. 児童同士、あるいは保護者間でのトラブルが起きた場合は、支援員を中立の立場とし、当事者間で円満 な解決を図ることのできるよう努めること。
- 4. 他者に対する暴力行為があった場合や、集団生活のルールを守らないことがあった場合、退所を含めた 指導に応じること。
- 5. 故意に器物損壊した場合は、保護者が費用を負担すること。

#### ○個人情報の取り扱い

- 1. 市が利用管理のために、住民基本台帳、市民税課税情報、生活保護法に基づく被保護者情報、児童扶養手当受給資格者台帳、就学援助費認定台帳等により世帯の状況等を確認及び使用すること。
- 2. 放課後児童クラブにおける支援の継続性のため、市が児童の卒園した(する)保育園や幼稚園から、児童の在園時の情報を得ること。
- 3. 児童の健全育成のため、市が学校など関係機関と児童や家庭の情報を相互に提供・確認すること。 また、食物アレルギー保有者については、各学校が保管している「食物アレルギー・アナフィ ラキシー用学校生活管理指導表」の情報を得ること。
- 4. 放課後児童クラブの利用料に未納が生じた場合、市が関係法令(地方自治法施行令、民法ほか)に基づき行う債権保全措置(裁判所による支払督促、訴訟、強制執行等)に関する調査(所在、勤務先、収入 及び財産などの調査)を行うこと。
- 5. 前項の調査に対して、当該調査をする対象先が保有する個人情報の開示をすること。

### 令和7年度 放課後児童クラブ調査票(表)

学校名      小学校	学年	年	フリガナ 児童名	
--------------	----	---	----------	--

#### **1 帰宅方法**(○を付ける)

(1)迎え 迎えに来る人(

) (2) ひとりで帰る (3)ファミリーサポートセンター等利用

#### 2 利用日(保護者等の仕事が休みの日は、児童クラブを利用できません。)

	月	火	水	木	金
出欠(〇・×)					
保護者等休日					
その他欠席理由(習い事等)					

<sup>\*</sup>保護者等休日欄は、父母、70歳未満の同居の祖父母のうち1名以上が休日の場合に記入してください。

#### 3 緊急連絡先(電話は携帯や勤務先等で、必ず連絡のとれる番号を記載してください。)

	7.J ## 氏 名	続柄	住所・連絡先等	電	話
第1順位				_	_
第2順位				_	_
第3順位				_	_
第4順位				_	_

<sup>\*</sup>日本語がわからない方は、通訳人の連絡先を必ずご記入ください。

#### 4 児童の健康状態等

	平	熱		$^{\circ}\! \mathbb{C}$						
健康状態	具体	的に:病	名など							
	無	· 有	(	普通	<b>通学級</b> ・ ラ	支援学級 )				
集団生活を送るうえで 配慮を要すること	具体	具体的に:病名など								
感 染 症 歴		ふく風邪	( )•	水稻	<b>包瘡(</b>	)• 麻疹 (	) •	風疹(	)	
(予防接種済:△ 既往:○)	その	他:								
食物アレルギー	無	· 有	該当食物	:		エピペンの	処方	無 •	有	
薬の服用	薬名				保管場所					
(服用がある方のみ記入)	効能				注意事項					
療育手帳		無 •	有	身体	本障害者手帳		無 •	有		
治療・相談中の病院、施設	病院	名			TEL	(	)			

### 令和7年度 放課後児童クラブ調査票(裏)

5 祖父母の状況(必ず全員についてご記入ください。年齢は令和7年4月1日現在)

区	分	氏 証明書規	名 計出の		,	年謝 生年月	同原	同居・別居等			住	所	勤務先・ 健康状態 (病名) 等
父	祖父	証明書類	有	• 無	C		同居 市内別居 市外別居	•	不在				
父方	祖母	訓書類	有	• 無	S	•	同居 市内別居 市外別居	•	不在				
<b>日</b> :	祖父	訓漕類	有	• 無	S		同居 市内別居 市外別居	•	不在				
母方	祖母	証明書類	有	· 無	S		同居 市内別居 市外別居	•	不在				

- \* 市内在住の70歳未満の祖父母の方に、利用審査において、児童クラブの利用が必要なことを証明する書類 (就労証明書等) の提出をお願いすることがあります。
- \* この内容に虚偽の事実が判明した場合、退所となる場合があります。

#### ◎ 放課後児童クラブの運営に関するニーズ調査について(アンケート)

この調査は、国・県に補助金交付申請をするための資料の他、今後の放課後児童クラブ運営の参考にさせて頂きますので、ご協力をお願いします。

それぞれの項目について、希望する・希望しないのどちらかに○印をつけてください。

土曜日に開所した場合	利用を( 希望する ) ・ ( 希望しない )
日曜日に開所した場合	利用を( 希望する ) ・ ( 希望しない )
祝日に開所した場合	利用を( 希望する ) ・ ( 希望しない )
開所時間を延長した場合	利用を( 希望する ) ・ ( 希望しない )

宛名	番号			1 1 1 1		1		1 1 1 1
受付日		受付 クラフ	'名				受付者	

#### □就労証明書 令和 年度 □就労予定証明書

クラブ名	児童クラブ
学校・学年 ( <sup>令和7年度の学年)</sup>	小学校  年
児童氏名	

磐田市長様

※利用申請時は、クラブ名の記入は不要です。

	住 所	磐田市					
申請者	氏 名						
	児童との続柄	父・母・	・祖父・祖母	通勤時間	片道 (車•電車•自	時間 転車•他	分 )

# ※下記の欄は必ず事業所、雇主が記入してください。(この用紙は内閣府及び厚生労働省が示す『就労証明書の標準的様式』による提出も可能です。詳しくは磐田市ホームページ「放課後児童クラブ」をご覧ください。)

	DIVERSION SHE C 78 IN										
	常勤	(日勤	• 交替)	・ バ	ペート	・自	営・派	遣			
就労形態		業種(					)				
就労業種	※雇用期間が定め	※雇用期間が定められている場合は期間を記入してください。									
	雇用期間		年 月	日 ~		年	月 日	1			
就労年月日	年	月	目	採用	<ul><li>採</li></ul>	用予定	(いずれか	(CD)			
勤務場所											
及び						Tel	(	)			
勤務先名						IEL	(	)			
	(平日)	時	分~	時	分	(実働	時間)				
就労時間	(土曜)	時	分 ~	時	分	(実働	時間)				
	(祝日)	時	分 ~	時	分	(実働	時間)				
就労日数	週平均 日	Н	勤曜日	□月□	]火口フ	k□木□金	:□土□日□	祝□シフト制			
育児休業	令和	年	月	日 ~	令和	年	月	日			
出産休暇	令和	年	月	日 ~	令和	年	月	日			

上記のとおり就労していることを証明します。

令和 年 月 日

証明者 所 在 地

事業所名(役職) (民生委員の方は担当地区名)

代表者名(氏名)

印

- ※1 この証明書は、放課後児童クラブ利用申請の資料となりますので、該当事項について事実と相違ないように正確に記入してください。
  - 2 自営業(株式会社、有限会社は除く)及び農業従事者は、地区民生委員の証明をお願いします。 なお、確定申告書又は開業届等の写しを添付することで地区民生委員の証明に代えることができます。
  - 3 この証明書に虚偽の点が認められた場合、退所となります。
  - 4 記載事項の訂正をする場合は、二重線で消したうえで訂正印をお願いします。(修正液使用不可)

宛名	番号			1 1 1 1		1		1 1 1 1
受付日		受付 クラフ	'名				受付者	

#### □就労証明書 令和 年度 □就労予定証明書

クラブ名	児童クラブ
学校・学年 ( <sup>令和7年度の学年)</sup>	小学校  年
児童氏名	

磐田市長様

※利用申請時は、クラブ名の記入は不要です。

	住 所	磐田市						
申請者	氏 名							
	児童との続柄	父・母・	・祖父・祖母	通勤時間	片道 (車•電車•自	時間 転車•他	分 )	

# ※下記の欄は必ず事業所、雇主が記入してください。(この用紙は内閣府及び厚生労働省が示す『就労証明書の標準的様式』による提出も可能です。詳しくは磐田市ホームページ「放課後児童クラブ」をご覧ください。)

	DIVERSION SHE C 78 IN									
	常勤	(日勤	• 交替)	•	٠- ٢	・自	営・派	遣		
就労形態 就労業種	業種(       )									
	※雇用期間が定められている場合は期間を記入してください。									
	雇用期間		年 月	日 ~	,	年	月 日	1		
就労年月日	年	月	目	採用	<ul><li>採</li></ul>	用予定	(いずれか	(CD)		
勤務場所										
及び						Ter	(	\		
勤務先名						Tel	(	)		
	(平日)	時	分 ~	時	分	(実働	時間)			
就労時間	(土曜)	時	分 ~	時	分	(実働	時間)			
	(祝日)	時	分 ~	時	分	(実働	時間)			
就労日数	週平均 日	Н	当動曜日	□月□	]火口フ	k□木□金	:□土□日□	祝□シフト制		
育児休業	令和	年	月	日 ~	令和	年	月	日		
出産休暇	令和	年	月	日 ~	令和	年	月	日		

上記のとおり就労していることを証明します。

令和 年 月 日

証明者 所 在 地

事業所名(役職) (民生委員の方は担当地区名)

代表者名(氏名)

印

- ※1 この証明書は、放課後児童クラブ利用申請の資料となりますので、該当事項について事実と相違ないように正確に記入してください。
  - 2 自営業(株式会社、有限会社は除く)及び農業従事者は、地区民生委員の証明をお願いします。 なお、確定申告書又は開業届等の写しを添付することで地区民生委員の証明に代えることができます。
  - 3 この証明書に虚偽の点が認められた場合、退所となります。
  - 4 記載事項の訂正をする場合は、二重線で消したうえで訂正印をお願いします。(修正液使用不可)